

砂利採取法に基づく認可申請等処理要領

砂利採取法の施行に関する事務は、県が定める砂利採取計画等認可事務取扱要領に定めるもののほか、この処理要領によるものとする。

1 目 的

飯塚県土整備事務所が管理する河川での砂利採取認可申請について、その処理要領を定め、よって公正かつ適正な行政指導や砂利採取による災害の防止及びトラブル防止を期するものとする。

2 範 囲

この要領により砂利採取できる河川は、原則として遠賀川、穂波川、千手川、泉河内川、内住川、馬敷川及び大分川とするが、指定する河川に追加・変更が生じた場合には、年度当初に砂利採取登録業者へ通知する。

3 採取の不認可期間

河川における水利保全は、河川管理上重要なことから、取水期にあたる4月1日から10月31日までの採取は認可しない。

4 申請書の受付

砂利採取の認可申請は次により取り扱うものとする。

- (1) 河川管理者は11月1日以降の採取計画を決定するため、その3ヶ月前の8月1日より採取を希望する砂利採取登録業者から、砂利採取認可申請予定調書を徴する。
- (2) 前項の予定箇所が重複しない場合は、採取の期間初日の1ヶ月前より申請書を受け付ける。
- (3) 1項の予定箇所が重複する場合は、抽選で認可予定者を決定し、選にもれた登録業者に対しては予定箇所を変更して申請させるものとする。
- (4) 認可申請において技術協議が必要なものは、事前協議を行うものとする。

5 変更申請

採取計画の変更は、事前に協議がなされたもの以外は原則として認めない。
ただし、特別に所長が認めるものは、個別協議のうえ変更申請させるものとする。

6 申請単位

砂利採取の認可申請単位は砂利採取による災害を防止するため、次により取り扱うものとする。

- (1) 同一時期に業務主任者を重複して申請することはできない。
- (2) 河川管理者が特に必要と認める場合を除き、1採取計画において1水利権代表者の同意とし、堰をまたぐ等水利をまたがって申請することはできない。
- (3) 採取に係る工事期間は、おおむね1ヶ月とする。

- (4) 1 採取計画において工事施工延長 200 m または採取量 500 m³ を超えて申請することはできない。

ただし、河川管理者は河川管理上支障のあるとき又は、河川改修工事等必要があるときは、申請数量を変更することができるものとする。

7 添付書類

砂利採取法に定める書類のほか、次の同意書を必ず添付するものとする。

- (1) 水利権者及び堰管理者の同意書。

- (2) 砂利採取箇所より国県道にいたるまでの搬出路にあたる行政区長の同意書。

ただし、市町村認定道等で県土整備事務所長が認めるものは省略することができるものとする。

- (3) 他人の土地を搬入搬出路として使用する場合は、その所有者の同意書。

- (4) その他河川管理者が必要と認める者の同意書。

8 指導監督

- (1) 砂利採取法違反者に対する措置については、砂利採取計画等認可事務取扱要領及び砂利採取法違反者措置要領によるものとする。

この場合、違反確認後は新たな採取計画申請は受理しないこととし、従前提出されていた採取計画申請は保留し、違反行為が改善された後、申請受理・処分することとする。

- (2) 砂利採取法第 21 条に違反し認可区域外の砂利を採取した登録業者は、その違反行為が改善された後、2 ヶ月間は新たな採取計画申請を受理しないこととし、従前提出されていた採取計画申請は撤回させるものとする。

この場合、3 に定める不認可期間は含めない。

- (3) 前項までの是正処置は、県土整備事務所長が指示する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (一部改正[内住川追加])

改正後の要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (一部改正[馬敷川・大分川追加])

改正後の要領は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。